Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年6月13日 水管理·国土保全局

## 矢部川水系に係る河川整備基本方針の変更について

標記の矢部川水系の河川整備基本方針の変更につきましては、河川法第 1 6 条第 3 項に基づき、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ意見を求め、同審議会から河川分科会に付託されました。その後、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において審議を行ったのち、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て平成 2 6 年 6 月 1 2 日付けで、河川整備基本方針を変更しました。

#### 問い合わせ先

水管理·国土保全局河川計画課課長補佐 浦山 洋一 代表 0 3 (5 2 5 3) 8 1 1 1 内線 3 5 3 7 2

直通03(5253)8445

Fax 03 (5253) 1602

### <河川整備基本方針の概要>

河川整備基本方針は、各水系における治水、利水、環境に関する河川整備の長期的 な方針を総合的に定めるものであり、河川整備の基本となるべき事項等について記載 したものです。

以下のサイトに、各水系の河川整備基本方針について掲載しております。

#### 【河川整備基本方針・河川整備計画について】

http://www.mlit.go.jp/river/basic\_info/jigyo\_keikaku/gaiyou/seibi/index.html

#### 【社会資本整備審議会河川分科会について】

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\_blog/shaseishin/kasenbunkakai/index.html

矢部川水系河川整備基本方針の変更の概要は次のとおりです。

# 

#### 1. 変更の概要

矢部川水系の河川整備基本方針については、平成19年11月に決定していますが、 その後、平成24年7月の九州北部豪雨において既往最大の洪水が発生し、甚大な 浸水被害が生じたこと等を踏まえて、主に次の点を変更しました。

#### 〇 河川整備の基本となるべき事項

昭和28年6月洪水や平成24年7月洪水等の既往洪水について検討し、河川整備の基本となるべき事項を、次のとおり変更しました。

(単位:m³/秒)

基準地点 船小屋

項目	既定	変更
基本高水のピーク流量	3, 500	4, 500
洪水調節施設による調節流量	500	800
計画高水流量	3, 000	3, 700

#### 2. 河川整備基本方針本文の変更箇所

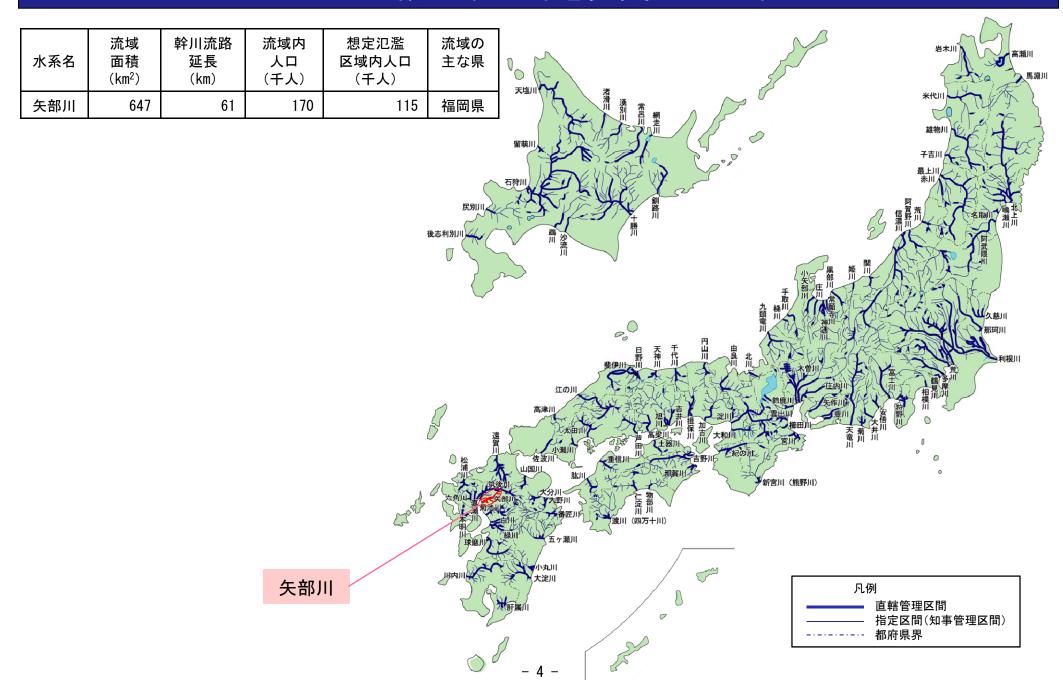
- ①平成24年7月の九州北部豪雨災害の記述の追加
  - (1. (1) 流域及び河川の概要)
- ②今後の河川整備の方針に関する記述の追加等
  - (1.(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ア 災害の発生の防止又は軽減ウ 河川環境の整備と保全)
- ③基本高水のピーク流量、主要な地点における計画高水流量の変更
  - (2.(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 (2)主要 な地点における計画高水流量に関する事項)
- ④その他(市町村合併に伴う流域内市町村数の修正等)
  - (1. (1) 流域及び河川の概要等)

#### 3. 矢部川水系の概要

矢部川は、その源を福岡、大分、熊本の三県またがる三国山に発し、大小幾多の支川を合わせながら穀倉地帯である筑後平野を貫流し、下流域において沖端川を分派して有明海に注ぐ、幹川流路延長 61 km、流域面積 647 Km²の河川です。

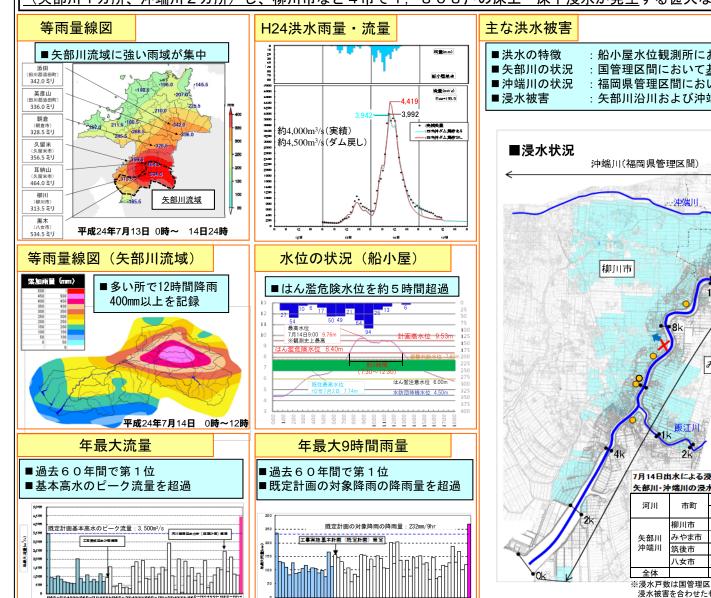
古くから水害に悩まされてきた矢部川では、藩政時代にクスノキ林(水害防備林)の植樹や千間土居(堤防)の築造が行われています。その後、昭和 28 年 6 月洪水を契機に抜本的な治水対策が進められてきましたが、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨による洪水において既往最大流量を記録し、矢部川において 1 カ所、沖端川において 2 カ所の堤防が決壊し、矢部川及び沖端川の沿川において約 1,800 戸の家屋・事業等の浸水被害が発生しました。

# 河川整備基本方針を変更した水系

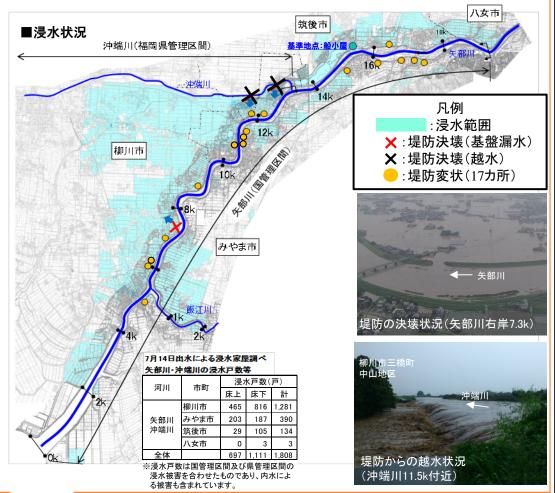


## 平成24年7月洪水(九州北部豪雨)の概要

|平成24年7月13日から14日にかけて発生した梅雨前線に伴う記録的な豪雨によって、矢部川の船小屋水位観測所(基準地点)においてピーク水位が 既往最高水位を約2m上回り、約5時間にわたってはん濫危険水位を超える観測史上最大の洪水が発生した。これにより、矢部川及び沖端川で堤防が決壊 (矢部川1カ所、沖端川2カ所) し、柳川市など4市で1,808戸の床上・床下浸水が発生する甚大な被害となった。



- : 船小屋水位観測所において約5時間にわたって「はん濫危険水位」を超過
- ■矢部川の状況 : 国管理区間において基盤漏水により堤防が決壊(1ヵ所) ■沖端川の状況 : 福岡県管理区間において越水により堤防が決壊(2カ所)
- : 矢部川沿川および沖端川沿川において1. 808戸の家屋・事業所等が浸水



## 矢部川水系河川整備基本方針変更の概要

#### 流域及び河川の概要

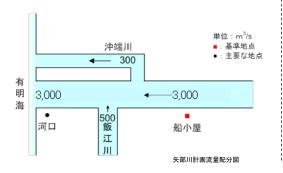
- 矢部川は、福岡、大分、熊本の3県にまたがる三国山に源を発し、日向神峡谷を流下し、中流域において支川星野川を合わせ、さらに辺春川、白木川、飯江川等を合わせながら筑後平野を貫流し、下流域において、沖端川を分派して有明海に注ぐ。
- 天井河川である特性を活かし、筑後平野の農業用水の大半を供給。
- 廻水路やクリークを使った<u>複雑で高度な水利慣行が維持</u>されている。



#### 基本高水のピーク流量、計画高水流量の変更

【既定計画の概要 平成19年11月策定】

	矢部川(船小屋)	
計画規模	1/100相当	
対象降雨の降雨量	232mm/9時間 (船小屋上流域平均)	
基本高水のビーク流量	$3,500 \mathrm{m}^3/\mathrm{s}$	
計画高水流量	3,000m³/s	



#### 【変更計画の概要】

基準地点船小屋において<u>基本高水のピーク流量を</u> 4,500m<sup>3</sup>/sとし、<u>洪水調節施設により800m<sup>3</sup>/sを調節</u>し、 計画高水流量を3,700m<sup>3</sup>/sとする。



洪水調節施設については、関係機関と調整し既存施設の有効活用を図るとともに、新たな施設により対応する。

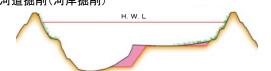
樹木伐開、河道掘削、引堤等により河積を確保する。河道掘削

#### 河川整備の考え方

①樹木伐開 等にあたっ

一部、流下阻害の一因になっている樹木について、 必要最小限の伐開を行う。

③河道掘削(河岸掘削)



河道の維持に配慮するとともに、水域と陸域の連続性、水際部の多様な環境、干潟、ヨシ群落の保全・再生など、良好な河川環境の保全・創出に努める。

等にあたっては、<u>良好な河川環境の保全・創出</u>に努める。

#### ②河道掘削(高水敷盤下げ)



平常時の河川水位を考慮するとともに、良好な河川環境の保全・創出に努め、河川利用との調和に配慮する。



社会的な影響に配慮しつつ、引堤を実施する。